

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	09/09/2010
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Uni-Charm Petcare Corporation	09/03/2010
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Uni-Charm Corporation
Street Address:	182, Shimobun, Kinsei-cho
Internal Address:	Shikokuchuo-shi
City:	Ehime
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	799-0111
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	12308515
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	7349946331
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	7343026000
Email:	annarbordocketing@brinkshofer.com, dburns@brinkshofer.com
Correspondent Name:	Michael S. Gzybowski
Address Line 1:	524 S. Main Street
Address Line 2:	Suite 200
Address Line 4:	Ann Arbor, MICHIGAN 48104-2921
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	14453-3
NAME OF SUBMITTER:	Michael S. Gzybowski
Total Attachments: 40	

CH \$40.00 12308515

source=UNICHARM#page1.tif
source=UNICHARM#page2.tif
source=UNICHARM#page3.tif
source=UNICHARM#page4.tif
source=UNICHARM#page5.tif
source=UNICHARM#page6.tif
source=UNICHARM#page7.tif
source=UNICHARM#page8.tif
source=UNICHARM#page9.tif
source=UNICHARM#page10.tif
source=UNICHARM#page11.tif
source=UNICHARM#page12.tif
source=UNICHARM#page13.tif
source=UNICHARM#page14.tif
source=UNICHARM#page15.tif
source=UNICHARM#page16.tif
source=UNICHARM#page17.tif
source=UNICHARM#page18.tif
source=UNICHARM#page19.tif
source=UNICHARM#page20.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page1.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page2.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page3.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page4.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page5.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page6.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page7.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page8.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page9.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page10.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page11.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page12.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page13.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page14.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page15.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page16.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page17.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page18.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page19.tif
source=UNIO-CHARM PETCARE#page20.tif

ABRIDGED ENGLISH TRANSLATION
OF
CERTIFICATE OF ALL HISTORICAL MATTERS

Trade Name:

UNICHARM CORPORATION

Head Office:

182, Shimobun, Kinsei-cho, Kawanoe-shi, Ehime

182, Shimobun, Kinsei-cho, Shikokuchuo-shi, Ehime

Changed on April 1, 2004

Absorption-Type Merger:

Merged UNI-CHARM PETCARE CORPORATION of 5-27,
Mita 3-chome, Minato-ku, Tokyo

Registered on September 3, 2010

This is a certified record of all the particulars contained in
the Register which have not been closed.

(Administered by Matsuyama District Legal Affairs Bureau)

August 6, 2012

Tokyo District Legal Affairs Bureau

Registrar: Hiroshi YAMAMOTO (Official Seal)

履歴事項全部証明書

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
ユニ・チャーム株式会社
会社法人等番号 5000-01-014833

商号	ユニ・チャーム株式会社	
本店	愛媛県川之江市金生町下分182番地	
	愛媛県四国中央市金生町下分182番地	平成16年 4月 1日変更
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.unicharm.co.jp/ir/ 当会社の公告は電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	
会社成立の年月日	昭和16年4月2日	
目的	1. パルプの加工および販売 2. 紙の製造、加工および販売 3. ゴムの製造、加工および販売 4. 繊維の製造、加工および販売 5. 化学工業製品の製造および販売 6. ポリフィルム等の合成フィルムおよび綿の加工および販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器の製造、加工および販売 8. 化粧品の製造、加工および販売 9. 装身具ならびに化粧用器具の製造、加工および販売 10. 日用品雑貨の製造、加工および販売 11. 玩具および育児用品の製造および販売 12. 飲食品の製造、加工および販売 13. 農業および農業用製品の製造、加工および販売 14. 樹木等林産物の栽培その他の緑化、造園事業 15. 木材の製造、加工および販売 16. 建築材料の製造、加工および販売 17. 室内装飾品の製造、加工および販売 18. 愛玩動物用の食品、医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器および飼育用品の製造、加工および販売 19. 情報処理および通信業務の受託ならびにソフトウェアの開発および販売 20. 在宅介護サービス事業 21. 前各号に関する機械装置および機器の製造、販売ならびに技術指導 22. 建設業法による各種建設工事の請負、設計、監督 23. 不動産の管理および賃貸業ならびに総合リース業 24. スポーツ、娯楽、観光、宿泊、売店等の施設およびこれらに関するその他施設の経営 25. 損害保険代理業および生命保険募集業 26. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、および旅行業 27. 教育機材および教材の製作、売買ならびに学習塾その他各種教室の開設、	

	指導、援助およびこれらの経営 28. 広告事業、出版事業および各種催物の企画、実施 29. レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽および映像を録画した商品の企画、製造、販売、賃貸および輸出入に関する業務 30. 金融業 31. 労働派遣法による労働者派遣事業 32. 各種材料および商品の卸売業務 33. 各種材料および商品の輸出入業務 34. 前各号に関する技術、情報の売買およびコンサルタント業務 35. 前各号に附帯する一切の業務
	1. 下記の製品の製造および販売 (1) ベビー用紙おむつ、ウェットティッシュ、母乳用パッド等のベビーケア製品 (2) 生理用ナプキン、パンティライナー、尿吸収ライナー、生理用ショーツ、タンポン等のフェミニンケア製品 (3) シートクリーナー、一般用ウェットティッシュ、化粧パフおよび掃除用品等のクリーン&フレッシュ製品 (4) 大人用紙おむつ、介護用品、マスク等のヘルスケア製品 (5) ペットフードおよびペットケア用品 (6) 紙類、包装資材、日用雑貨品および衣料品 (7) 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療機器、医療用具、動物用医薬品、動物用医薬部外品、肥料、飼料、試薬品、化学薬品および化学工業製品 2. 下記原材料、副資材の加工および印刷、ならびに製造、販売 (1) 紙類、パルプ類、綿類、不織布類およびその副産物 (2) フィルム類およびその副産物 3. 前各号に関連するプラント、機械装置、機器の設計、製造、据付および売買ならびに技術指導 4. 衛生、健康、介護に関する情報提供、サービスの実施および指導ならびにそれらの技術者の養成 5. 情報処理および通信業務受託ならびにソフトウェアの開発および販売 6. 広告事業、出版事業および各種催物の企画、実施 7. 不動産の管理および賃貸業ならびに総合リース業 8. 損害保険代理業および生命保険募集業 9. 金融業 10. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業 11. 研修所等の施設の運営 12. 労働派遣法による労働者派遣事業 13. 前各号の製品、原材料および副産物の輸出入 14. 前各号に附帯する一切の業務 平成23年 6月24日変更 平成23年 7月 7日登記
単元株式数	100株
発行可能株式総数	2億7592万6364株

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
ユニ・チャーム株式会社
会社法人等番号 5000-01-014833

	8億2777万9092株	平成22年10月 1日変更 平成22年10月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6898万1591株	
	発行済株式の総数 2億694万4773株	平成22年10月 1日変更 平成22年10月 8日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
		平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月 9日登記
資本金の額	金159億9266万8928円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 平成22年 6月25日変更	平成22年 7月 9日登記
役員に関する事項	取締役 高 原 慶 一 朗	平成20年 6月25日重任 平成20年 7月14日登記
	取締役 高 原 慶 一 朗	平成21年 6月24日重任 平成21年 7月10日登記
	取締役 高 原 慶 一 朗	平成22年 6月24日重任 平成22年 7月 9日登記
	取締役 高 原 慶 一 朗	平成23年 6月24日重任 平成23年 7月 7日登記
	取締役 高 原 慶 一 朗	平成24年 6月26日重任 平成24年 7月11日登記
	取締役 高 原 慶 一 朗	

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5000-01-014833

	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
			平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
			平成22年 6月24日重任
	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成22年 7月 9日登記
			平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
			平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
			平成23年 6月24日退任
			平成23年 7月 7日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5000-01-014833

	取締役	中野健之亮	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	取締役	中野健之亮	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	取締役	中野健之亮	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	取締役	中野健之亮	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	取締役	中野健之亮	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
	取締役	森 信 次	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	取締役	森 信 次	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	取締役	森 信 次	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	取締役	森 信 次	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	取締役	森 信 次	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5000-01-014833

	取締役	石川英二	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	取締役	石川英二	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	取締役	石川英二	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	取締役	石川英二	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	取締役	石川英二	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
	取締役	高井正勝	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	取締役	高井正勝	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	取締役	高井正勝	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	取締役	高井正勝	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	取締役	高井正勝	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
	取締役	二神軍平	平成22年 6月24日就任
			平成22年 7月 9日登記
	取締役	二神軍平	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	取締役	二神軍平	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記

整理番号 ロ357505

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 6/19

REEL: 028987 FRAME: 0062

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5000-01-014833

	取締役	安 藤 吉 良	平成22年 6月24日就任
			平成22年 7月 9日登記
	取締役	安 藤 吉 良	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	取締役	安 藤 吉 良	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
	取締役	宮 林 吉 広	平成24年 6月26日就任
			平成24年 7月11日登記
	取締役	坂 口 克 彦	平成24年 6月26日就任
			平成24年 7月11日登記
	取締役	森 山 重 雄	平成24年 6月26日就任
			平成24年 7月11日登記
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役	高 原 豪 久	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役	高 原 豪 久	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役	高 原 豪 久	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役	高 原 豪 久	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役	高 原 豪 久	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
	監査役	宮 内 毅	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
			平成21年 6月24日辞任
			平成21年 7月10日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5000-01-014833

監査役 (社外監査役)	平 田 雅 彦	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
監査役 (社外監査役)	平 田 雅 彦	平成24年 6月26日重任
		平成24年 7月11日登記
監査役 (社外監査役)	竹 中 治 彦	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
		平成22年 6月24日辞任
		平成22年 7月 9日登記
監査役	丸 山 茂 樹	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
監査役	丸 山 茂 樹	平成24年 6月26日重任
		平成24年 7月11日登記
監査役	井 川 和 衡	平成21年 6月24日就任
		平成21年 7月10日登記
監査役	井 川 和 衡	平成24年 6月26日重任
		平成24年 7月11日登記
監査役 (社外監査役)	藤 本 公 亮	平成22年 6月24日就任
		平成22年 7月 9日登記
監査役 (社外監査役)	藤 本 公 亮	平成24年 6月26日重任
		平成24年 7月11日登記
会計監査人	監査法人トーマツ	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
		平成21年 6月24日退任
		平成21年 7月10日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5000-01-014833

	会計監査人	あらた監査法人	平成21年 6月24日就任
			平成21年 7月10日登記
	会計監査人	あらた監査法人	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	会計監査人	あらた監査法人	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 7日登記
	会計監査人	あらた監査法人	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月11日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月10日登記		
支 店	1	東京都港区三田三丁目5番27号	平成18年10月30日移転
			平成18年11月 7日登記
	2	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	
		大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号	平成22年 5月31日移転 平成22年 7月 9日登記
新株予約権	第2回新株予約権（ストックオプション） 新株予約権の数 7442個 なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を運用する日については、(1)。(2)。(i)の規定を準用する。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 74万4200株		

	各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 57万200円 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額 金5702円 (1) 行使価額の調整 (1) 次の(i)又は(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 (i) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ (ii) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ ①行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額適用日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。 ②行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。 ③自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。 (i) 上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。 なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする $(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}$
--	--

	新規発行株式数＝ 調整後行使価額 (i i) 上記(1) (i i) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。 (3) 上記(1) (i) 及び(i i) に定める場合の他、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。 (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 新株予約権者は、新株予約権の行使時における当社普通株式の時価が8200円(当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整される。)未満の場合は、新株予約権を行使することができない。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
	平成21年7月1日行使期間満了 平成21年 7月10日登記
	2013年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 3450個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (イ) 種類 当社普通株式(単元株式数100株) (ロ) 数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。 (ロ) 転換価額は、当初11650円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{新発行・} & & 1 \text{株あたりの} \\ & & + \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \hline \text{調整後} & = \text{調整前} & \times \frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} & \times & \text{時} & \text{価} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & \end{array}$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、3883.3円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{新発行・} & & 1 \text{株あたりの} \\ & & + \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \hline \text{調整後} & = \text{調整前} & \times \frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} & \times & \text{時} & \text{価} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & \end{array}$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

平成22年10月 1日変更 平成22年10月 8日登記
 新株予約権を行使することができる期間

2010年10月8日から2013年9月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本新株予約権付社債の要項記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項記載の税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債の要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本新株予約権付社債の要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年9月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することは

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
ユニ・チャーム株式会社
会社法人等番号 5000-01-014833

きない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2013年6月10日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。かかる通知は撤回することができない。）することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。但し、取得通知の日以降取得日までに債務不履行事由が生じた場合、取得日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、本新株予約権付社債の要項記載の期限の利益の喪失の規定を適用する。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債権者の保有する本新株予約権付社債につき、（i）取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び（ii）各本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から（i）の株式数に1株当りの平均VWAP（以下に定義する。）を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金をいう。

「1株当りの平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値をいう。当該20連続取引日中に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合、1株当りの平均VWAPも適宜調整される。

当社が本新株予約権付社債の要項記載の組織再編等による繰上償還若しくは本新株予約権付社債の要項記載のスクイーズアウトによる繰上償還に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は本新株予約権付社債の要項記載の上場廃止等による繰上償還に規定される事由が発生した場合は、以後本項に基づく取得通知はできなくなる。

平成22年 9月24日発行

平成22年10月 8日登記

2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

4600個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

（イ）種類

当社普通株式（単元株式数100株）

（ロ）数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初11650円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{新発行・} & & 1 \text{株あたりの} \\ & & + \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \hline & \text{既発行} & & & \\ \text{調整後} & = \text{調整前} & \times \text{株式数} & & \text{時} \quad \text{価} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} & & & \end{array}$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、3883.3円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{新発行・} & & 1 \text{株あたりの} \\ & & + \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \hline & \text{既発行} & & & \\ \text{調整後} & = \text{調整前} & \times \text{株式数} & & \text{時} \quad \text{価} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} & & & \end{array}$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

平成22年10月1日変更 平成22年10月8日登記
 新株予約権を行使することができる期間

2010年10月8日から2015年9月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本新株予約権付社債の要項記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項記載の税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選

択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債の要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本新株予約権付社債の要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2015年9月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2015年6月10日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。かかる通知は撤回することができない。）することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。但し、取得通知の日以降取得日までに債務不履行事由が生じた場合、取得日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、本新株予約権付社債の要項記載の期限の利益の喪失の規定を適用する。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債権者の保有する本新株予約権付社債につき、（i）取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び（i i）各本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から（i）の株式数に1株当りの平均VWAP（以下に定義する。）を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金をいう。

「1株当りの平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値をいう。当該20連続取引日中に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合、1株当りの平均VWAPも適宜調整される。

当社が本新株予約権付社債の要項記載の組織再編等による繰上償還若しくは本新株予約権付社債の要項記載のスクイズアウトによる繰上償還に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は本新株予約権付社債の要項記載の上場廃止等による繰上償還に規定される事由が発生した場合は、以後本項に基づく取得通知はできなくなる。

平成22年 9月24日発行

平成22年10月 8日登記

ユニ・チャーム株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数

2万5947個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 259万4700株

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

株式1株当たりの行使価額は、3287円とする。

	なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。 調整後行使価額＝調整前行使価額×（1÷分割・併合の比率） また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。 調整後行使価額＝調整前行使価額×（既発行株式数＋（新規発行株式数×1株当たり払込金額÷1株当たりの時価））÷（既発行株式数＋新規発行株式数） なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成24年10月1日から平成28年9月30日まで 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当を受けた者は、割当日から平成26年3月31日までに、東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値が一度でも4800円（以下、「条件価額」という。）以上にならなければ、新株予約権を行使することができない。ただし、行使価額の調整を行った場合は、条件価額も同様の調整を行うものとする。 ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社および当子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社および子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または当社および当子会社の使用人が定年退職した場合はこの限りではない。 ③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
	平成22年11月 1日発行 平成22年11月12日登記
吸収合併	平成22年9月1日東京都港区三田三丁目5番27号ユニ・チャームベッタ株式会社を合併 平成22年 9月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
ユニ・チャーム株式会社
会社法人等番号 5000-01-014833

監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月10日登記
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月10日登記
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により	平成18年 1月17日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(松山地方法務局管轄)

平成24年 8月 6日
東京法務局港出張所
登記官

山 本 浩



整理番号 ロ357505

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/19
PATENT

REEL: 028987 FRAME: 0075

ABRIDGED ENGLISH TRANSLATION
OF
CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS

Trade Name:

UNI-CHARM PETCARE CORPORATION

Head Office:

5-27, Mita 3-chome, Minato-ku, Tokyo

Registration record:

Merged with UNICHARM CORPORATION of 182, Shimobun,
Kinsei-cho, Shikokuchuo-shi, Ehime and dissolved.

Registered on September 9, 2010

Closed on September 9, 2010

This is a certified record of all the particulars contained in
the Register which have been closed.

August 9, 2012

Tokyo District Legal Affairs Bureau

Registrar: Hiroshi YAMAMOTO (Official Seal)

閉鎖事項全部証明書

東京都港区三田三丁目5番27号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-065544

商 号	ユニ・チャームペットケア株式会社
本 店	東京都港区三田三丁目5番27号
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.uc-petcare.co.jp/ir/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
会社成立の年月日	昭和54年10月6日
目 的	(1) 下記の製品の製造および販売 ① 愛玩動物用の食品 ② 愛玩動物の飼育に必要なハウスホールド、トイレタリーおよび雑貨 ③ 愛玩動物用の医薬品および医薬部外品ならびに医療用具および健康器具 (2) 愛玩動物の飼育、繁殖、売買およびリース (3) 愛玩動物の繁殖の仲介および斡旋 (4) 愛玩動物の美容専門学校の経営 (5) 愛玩動物の美容院の経営 (6) 愛玩動物看護士および訓練士の養成専門学校の経営 (7) 愛玩動物の病院および訓練所の経営 (8) 愛玩動物のホテルの経営 (9) 愛玩動物のアスレチック施設の経営 (10) 愛玩動物の葬儀の請負および霊園の運営 (11) 愛玩動物タレントのマネジメントおよびプロモート業務 (12) 室内クリーニング、建物保全および塵芥の回収など清掃管理サービス (13) パルプおよび紙の製造、加工および販売 (14) カタログおよびインターネットによる通信販売 (15) 出版物の刊行および情報提供サービス (16) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびに保険代理業および旅行業 (17) 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業および倉庫業 (18) 前各号に関する技術および情報の売買およびコンサルタント (19) 前各号の原料、製品および副産物の輸出入 (20) 前各号に附帯または関連する一切の事業
単元株式数	100株
発行可能株式総数	5872万株

東京都港区三田三丁目5番27号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-065544

	1億1744万株	平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 7日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1468万株	
	発行済株式の総数 2936万株	平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 7日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
	平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月 8日登記	
資本金の額	金23億7150万円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店	
役員に関する事項	取締役 高 原 利 雄	平成18年 6月29日重任
		平成19年 6月28日退任
		平成19年 7月 4日登記
	取締役 二 神 軍 平	平成18年 6月29日重任
	取締役 二 神 軍 平	平成19年 6月28日重任
		平成19年 7月 4日登記
	取締役 二 神 軍 平	平成20年 6月27日重任
		平成20年 7月10日登記
	取締役 二 神 軍 平	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 2日登記
	取締役 二 神 軍 平	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月 5日登記

東京都港区三田三丁目5番27号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-065544

	取締役	安 藤 吉 良	平成18年 6月29日重任
	取締役	安 藤 吉 良	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	取締役	安 藤 吉 良	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月10日登記
	取締役	安 藤 吉 良	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 2日登記
	取締役	安 藤 吉 良	平成22年 6月29日重任
			平成22年 7月 5日登記
	取締役	児 玉 博 充	平成18年 6月29日重任
	取締役	児 玉 博 充	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	取締役	児 玉 博 充	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月10日登記
	取締役	児 玉 博 充	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 2日登記
	取締役	児 玉 博 充	平成22年 6月29日重任
			平成22年 7月 5日登記
	取締役	室 町 博 彦	平成18年 6月29日重任
	取締役	室 町 博 彦	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	取締役	室 町 博 彦	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月10日登記

東京都港区三田三丁目5番27号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-065544

	取締役	室 町 博 彦	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 2日登記
	取締役	室 町 博 彦	平成22年 6月29日重任
			平成22年 7月 5日登記
	取締役	伊 賀 上 隆 光	平成19年 6月28日就任
	(社外取締役)		平成19年 7月 4日登記
	取締役	伊 賀 上 隆 光	平成20年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成20年 7月10日登記
	取締役	伊 賀 上 隆 光	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 2日登記
			平成22年 6月29日退任
			平成22年 7月 5日登記
	取締役	野 村 裕 範	平成19年 6月28日就任
	(社外取締役)		平成19年 7月 4日登記
	取締役	野 村 裕 範	平成20年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成20年 7月10日登記
	取締役	野 村 裕 範	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 2日登記
			平成22年 6月29日退任
			平成22年 7月 5日登記
	千葉県市川市新井三丁目27番24号 代表取締役	二 神 軍 平	平成18年 6月29日重任
	千葉県市川市妙典六丁目11番24号 代表取締役	二 神 軍 平	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	千葉県市川市妙典六丁目11番24号 代表取締役	二 神 軍 平	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月10日登記

東京都港区三田三丁目5番27号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-065544

	千葉県市川市妙典六丁目11番24号 代表取締役 二 神 軍 平	平成21年 6月26日重任 平成21年 7月 2日登記
	千葉県市川市妙典六丁目11番24号 代表取締役 二 神 軍 平	平成22年 6月29日重任 平成22年 7月 5日登記
	監査役 湊 田 義 人	平成18年 6月29日就任 平成20年 6月27日辞任 平成20年 7月10日登記
	監査役 福 島 勲 (社外監査役)	平成16年 6月16日重任
	監査役 福 島 勲 (社外監査役)	平成20年 6月27日重任 平成20年 7月10日登記
	監査役 秋 田 泰 (社外監査役)	平成18年 6月29日就任
	監査役 秋 田 泰 (社外監査役)	平成20年 6月27日重任 平成20年 7月10日登記
	監査役 針 木 茂	平成20年 6月27日就任 平成20年 7月10日登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成18年 6月29日重任
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月 4日登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成20年 6月27日重任 平成20年 7月10日登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成21年 6月26日重任 平成21年 7月 2日登記

東京都港区三田三丁目5番27号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-065544

	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成21年 7月 1日監査 法人トーマツの名称変更
			平成21年 7月 2日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成22年 6月29日重任
			平成22年 7月 5日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。		
新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>359個</u> なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は<u>2000株とする。</u> <u>ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <u>また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</u> <u>また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</u> <u>223個</u> なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は<u>2000株とする。</u> <u>ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <u>また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</u> <u>また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合</u>		

には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年 4月30日変更 平成19年 2月16日登記

189個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②（i）の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年 5月31日変更 平成19年 2月16日登記

159個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②（i）の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年 6月30日変更 平成19年 2月16日登記

111個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②（i）の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用す

る日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年 7月31日変更 平成19年 2月16日登記

104個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年 8月31日変更 平成19年 2月16日登記

94個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年 9月30日変更 平成19年 2月16日登記

90個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の

調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年11月30日変更 平成19年 2月16日登記

84個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成17年12月31日変更 平成19年 2月16日登記

83個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 1月31日変更 平成19年 2月16日登記

80個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用

する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 3月31日変更 平成19年 2月16日登記

54個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(1)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 4月30日変更 平成19年 2月16日登記

33個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(1)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 5月31日変更 平成19年 2月16日登記

31個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数

を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 6月30日変更 平成19年 2月16日登記
29個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 7月31日変更 平成19年 2月16日登記
27個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年 9月30日変更 平成19年 2月16日登記

21個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成18年12月31日変更 平成19年 2月16日登記

19個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月 5日登記

14個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。た

だし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年 9月30日変更 平成19年10月11日登記

13個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年10月31日変更 平成19年11月28日登記

10個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記

8個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は2000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額②(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 7日登記

8個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は4000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（2）（i）の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 7日登記

6個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は4000株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（2）（i）の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 71万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 44万6000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

東京都港区三田三丁目5番27号
ユニ・チャームペットケア株式会社
会社法人等番号 0104-01-065544

平成17年 4月30日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式37万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年 5月31日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式31万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年 6月30日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式22万2000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年 7月31日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式20万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年 8月31日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式18万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年 9月30日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式18万株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年11月30日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式16万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成17年12月31日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式16万6000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 1月31日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式16万株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 3月31日変更 平成19年 2月16日登記
普通株式10万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 4月30日変更 平成19年 2月16日登記

普通株式6万6000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 5月31日変更 平成19年 2月16日登記

普通株式6万2000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 6月30日変更 平成19年 2月16日登記

普通株式5万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 7月31日変更 平成19年 2月16日登記

普通株式5万4000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 9月30日変更 平成19年 2月16日登記

普通株式4万2000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年12月31日変更 平成19年 2月16日登記

普通株式3万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月 5日登記

普通株式2万8000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年 9月30日変更 平成19年10月11日登記

普通株式2万6000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年10月31日変更 平成19年11月28日登記

普通株式2万株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記

普通株式1万6000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 7日登記

普通株式3万2000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 7日登記

普通株式2万4000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月16日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は金300円とする。

払込価額の調整

(i) 次の (i) または (ii) の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式（以下「払込価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社普通株式の分割または併合が行われる場合。

1

調整後払込価額 = 調整前払込価額 ×

分割・併合の比率

(ii) 当社が、時価（ただし、当社の株式の公開（下記新株予約権の行使の条件(2)に定める場合をいう。）前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 1株当たりの

×

株式数 払込金額

既発行株式数 +

調整後 調整前

時価

払込価額 - 払込価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

① 払込価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ア、当社普通株式の公開の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後払込価額を適用する日」（以下「調整後払込価額適用日」という。）の前日における調整前払込価額

イ、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場された場合

調整後払込価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「時価算定期間」という。）における上場証券取引所（ただし、当社普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）

ウ、当社普通株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された場合

時価算定期間における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価額の平均値（当該価額のない日を除く。）

エ、時価算定期間においてイおよびウのいずれにも該当することとなる場合等「時価」の算出ができない場合には、イおよびウに定めるところに準じ当社が合理的に決定する価額とする。

②払込価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後払込価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

③自己株式の処分を行う場合には、払込価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

②調整後払込価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(i) 上記(1) (i) に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後払込価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に適応してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。

この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$(\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}) \times \text{分割前行使株式数}$$

新規発行株式数＝

調整後払込価額

(ii) 上記(1) (ii) に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

③上記(1) (i) および (ii) に定める場合の他、当社が資本減少、合併または株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整する必要がある場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は、適切に調整されるものとする。

④払込価額の調整を行うときは、当社は、調整後払込価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告または通知する。ただし、当該適用日の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2)当社普通株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(1)当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

東京都港区三田三丁目5番27号
ユニ・チャームペットケア株式会社
会社法人等番号 0104-01-065544

	(2)当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。
	平成20年5月31日新株予約権全部行使 平成20年 6月 6日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成18年10月30日東京都品川区西五反田七丁目20番9号から本店移転 平成18年11月 2日登記 平成22年9月1日愛媛県四国中央市金生町下分1-8-2番地ユニ・チャーム株式会社と合併し解散 平成22年 9月 9日登記 平成22年 9月 9日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成24年 8月 9日
東京法務局港出張所
登記官

山 本 浩



整理番号 レ361151

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 9

RECORDED: 09/19/2012

REEL: 028987 FRAME: 0095